

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 平成30年1月31日（水）午後3時00分～午後4時43分
- 2 場 所 飯山市役所4階 全員協議会室
- 3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）

出席委員	岩村 弘	山本 芳幸	宮本 秋博	関 聖二
	小林 賢一	横田 純	三橋 寛一	岸田 勉
	池田 澄子	高橋 春三	佐藤 由姫	
欠席委員	高橋 智子	服部 達史	古川 賢一	阿部 澄雄
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員

民生部長兼市民環境課長	清水 俊文
保健福祉課健康増進係長	田中 由美子
市民環境課国保年金係長	中畷 静子
〃 国保年金係	小林 和幸 村山 富美
- 5 傍聴者 なし
- 6 協議事項 (1) 国民健康保険事業費納付金について
(2) データヘルス計画（保健事業実施計画）、特定健診・特定保健指導実施計画（案）について
(3) その他
- 8 会議録署名委員
宮本 秋博 委員 岸田 勉 委員

1 開 会

事務局：お忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより飯山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。お手元の協議会次第に沿って進めさせていただきます。まず運営協議会長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

会 長：みなさんこんにちは。お寒い中、第4回飯山市国民健康保険運委協議会にお集まりいただきありがとうございます。改めて制度が変わることは大変なことだと感じています。日本中で少子高齢や人口減少が起こっているのだと改めて考えさせられます。国民健康保険は大変ありがたい制度でございますが、飯山市も大変ですが、もっと大変なところもありそうだとわかってきたところです。今回皆様方にご協議いただいている事柄の重要性を感じています。県が取りまとめてくださる形になっても、今までのように安心して国保が使えるよう皆様方からいろいろなご意見を頂戴したいと思います。協議も最後になるかと思いますが、より良いものにしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

3 会議録署名委員指名【会長が指名】

事務局：3番の会議録署名委員の指名を会長よりお願いいたします。

会 長：それでは、宮本委員さん、岸田委員さんよろしくをお願いいたします。

【署名委員】 宮本 秋博 委員 ・ 岸田 勉 委員

4 協議事項【進行：会長】

事務局：協議事項以降の進行につきましては、池田会長よりよろしくお願ひします。

会 長：それでは協議事項に入らせていただきます。まず1番目としまして国民健康保険事業納付金についてお願ひします。

事務局：まず、資料の確認をお願ひします。次第及び資料1、別綴りで「長野県国民健康保険運営方針の概要」、別冊のもので「データヘルス計画（保健事業実施計画）、第3期特定健診・特定保健指導実施計画」、「平成29年度版飯山市国民健康保険事業の概要」以上になりますがよろしくお願ひしいます。まず資料1をお願ひします。

(1) 国民健康保険事業費納付金について

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 制度の概要（これまでの振り返り）【資料1 1ページ～6ページ、長野県国民健康保険運営方針の概要】

- ・ 国保事業費納付金の確定係数による算定結果、平成 30 年度決算見込み【資料 17 ページ～8 ページ】

事務局：県から示された確定係数による算定結果の国保事業費納付金額について、一人当たり納付金額は平成 28 年度が 120,213 円で平成 30 年度は 111,482 円となり伸び率は 92.74%となっています。これを一人当たり保険税額に換算した場合、平成 28 年度が 102,040 円、平成 30 年度 98,972 円となり伸び率は 96.99%です。確定係数による算定額の比較で△3,068 千円となっています。これに基づき平成 30 年度の決算見込みを試算すると、現行税率で賄えるものと見込んでいます。従いまして今回は税率を据え置くことが可能かを見通しています。一点目としてこの確認をしていただくことと、もう一点将来的な課題として、現在県下では市町村ごとにバラバラな保険税率で算定されています。これをいずれ県で統一したいとなるときに、県では標準的な算定方式として 3 方式（所得割、均等割、平等割）で行っていますが、飯山市では現行 4 方式（所得割、均等割、平等割、資産割）で算定されており、資産割が高いものになっています。「いざ統一」というときに一斉に資産割を変えると激変してしまいますので、これを 3 方式に寄せていくには段階的に資産割を引き下げていかないと追いつかないことになります。この 2 点についてご確認、ご協議をお願いいたします。

委員：資産割を下げた分を、所得割にするか均等割のほうにするか非常に難しいところですが他の市町村の方向はどうなっていますか。

事務局：現在のところ 4 方式の市町村が多く、19 市の中では飯山市の資産割が 2 番目くらいですが、町村合わせるともっと高いところもあります。県としてはそこも最終的に統一していくことを考えているようですが、向こう 10 年くらいのスパンで見えていくような考えもあるようです。この 10 年で調整というのも非常に難しい話ですが、飯山市でも取り組んでいかないと最後になると大変になってしまいますので。

委員：単純計算で資産割の分を所得に乘せると所得割が 50%になってしまいそうだし、均等割・平等割に乘せると全員上がってしまう。どうしたものか……。全体的に所得の低い市町村は非常に難しいことになりますね。

事務局：県の方向性からすると 3 方式にはなっていくので。県とも話をしながら落としどころがあればいいかと思いますが。

委員：平成 30 年度で 3,000 円の黒字幅があるなら、そこでの所得分の調整が可能にならないか。

事務局：黒字分で資産割を下げればという話ですが、12 月の会議で平成 29 年度の決算が 5 千万円黒字になると見越して説明させていただきましたが、今現在 27 億からある会計で基金が 3 千万円程度。ここへきてインフルエンザの流行もあります。場合によっては下方修正が考えられます。基金の少ない中で乗り切るには、すぐ資産割を下げず今回は据え置いて、向こう 1 年状況を見ながら、段階的に変更していつてはどうかと考えてはいますがご検討いただければと思います。

会 長：県は4方式から3方式へ移行する期間を決めていますか。

事務局：特に決めてはないですが、先ほど申し上げましたようにあまりにも長期間ではなく10年程度で考えたいようです。

委 員：方向とすれば、4方式で今の税率で行きたいということですね。

事務局：そういうことになります。

委 員：資料の7ページにある県が示した3方式だと、所得割より均等割、平等割を高めにしなさいということになるのか。

事務局：今の飯山市より応能より応益に寄せていることになっています。

会 長：4方式から3方式へ10年で段階的に変えるというのはどのようなイメージで考えればいいですか。

委 員：お医者さんにかかる費用に固定資産税をもとにした分まで入れるかということだが、所得水準が低い市町村だと資産割がなくなるとその分所得に乘せないとやっていけないことになる。それか平等割のように全員の肩に乗せるようにするかどっちかをとらないと。ただ一時に変えると無理がかかることになる。

事務局：まず平成30年は今の税率でもやっていけるのなら、据え置きということで良いのではないのでしょうか。長野県の運営方針の見直しが3年後で、その間4方式が認められているならまず1年程度やってみたうえで推移をみていくことも良いかと思いますが。

委 員：今回は税率を4方式で据え置いて、その後資産税について段階を追って見直ししていくということで良いと考えます。

会 長：ありがとうございました。これまで皆様方で話されたことをまとめて答申として出させていただきますのでよろしいでしょうか。

【委員了承】

事務局：方向を出していただきありがとうございました。については答申案についてもご議論いただきたいので、これからお配りいたしますのでご意見を頂戴したいと思います。

【上記に基づく答申案を委員に配布】

事務局：3月議会に報告する予定であります。答申案を決定いただければ2月19日の全員協議会で説明をいたします。平成29年12月25日にされた諮問について2点ございます。その答申案ということでお願いいたします。

【答申案について説明】

○ 飯山市国民健康保険税の課税額等について（答申）

- 1 納付金に係る保険税額等の適正化
- 2 保険税課税額等の適正化に必要な事項

会 長：今まで皆様で審議された内容が答申案にまとめられておりますが、この2点の答申の内容につきましてご意見ございますでしょうか。

【意見等なし】

会 長：このような内容で市長に答申してよろしいでしょうか。

【異議なしとして委員了承】

事務局：ありがとうございました。市長に答申をお渡しいただく日程は次の通り予定しておりますがよろしいでしょうか

・答申書の提出について

- ①日 時 平成30年2月7日（水）午後14時15分
- ②場 所 飯山市役所 3階 市長応接室
- ③出席者 池田会長 高橋職務代理

【会長及び職務代理 了承】

会 長：（1）の国保事業費納付金については以上でよろしいでしょうか。それでは2番目のデータヘルス計画（保健事業実施計画）、特定健診・特定保健指導実施計画（案）について説明をお願いします。

（2）データヘルス計画（保健事業実施計画）、特定健診・特定保健指導実施計画（案）について

事務局：お手元のデータヘルス計画（保健事業実施計画）、特定健診・特定保健指導実施計画（案）についてポイントをご説明させていただきます。

【事務局（健康増進係）より別冊（案）により説明】

- ・平成30年度からの計画として、計画策定の背景・目的、データ概要等について説明。
- ・本日、国民健康保険運営協議会にお諮りした後、2月7日に健康づくり支援会議を開催し、同様に案を提示して意見を頂戴した後に計画策定の予定。

事務局：データヘルス計画と合わせて、特定健診・特定保健指導実施計画を説明させていただきましたが、特定健診・特定保健指導実施計画につきましては、第2期として平成25年から平成29年までの計画がすでにございます。それに基づいて進めていますが今回その計画を受けて、平成30年度から35年度までの6年間で第3期として計画策定をします。またそれに合わせてのデータヘルス計画です

が、平成 26 年から平成 29 年までの 1 期分が飯山市では策定されておりませんでしたので、2 期分として平成 30 年から 35 年までの計画となります。主にデータの蓄積とそれに基づくプランということになります。また毎年、国民健康保険運営協議会及び健康づくり推進協議会にお示ししながら計画を進めていきたいと思っております。

会 長：ありがとうございました。皆様方から何かございますか。

委 員：毎年講演会などのイベントに合わせて行うことがある骨密度測定について、健診の際、取り入れてもらえると良いとおもうのですが。

事務局：骨密度測定について過去にご案内など取り組んだこともありますが、市民が集まる場でどう提供するのがよいか今後検討したいと思います。

会 長：すぐに実行までいかななくても、計画に何かしら文言として取り入れていただくと良いのでは。

事務局：今の内容について計画でどのように位置づけることができるのか、また検討させていただきたいと思います。

委 員：また 2 月 7 日に歯科などのことも含めてお話ししたいと思います。

会 長：飯山市は平均寿命に比して健康寿命が短いですか。そういったところでも重点的に取り組んでいくようになりますかね。その他皆様からよろしいでしょうか。

事務局：このデータヘルズ計画、特定健診、特定保健指導実施計画は保険者としての計画でもあるため、1 回の説明で大変恐縮ではございますが、本日保険者としての観点でご承認をお願いできればと思います。またご一読の後、ご意見等ございましたら事務局までお願いいたします。2 月 7 日に健康づくりの観点で、健康づくり推進協議会を開催し、もう一度協議いたします。

会 長：委員皆様からのご意見を事務局で踏まえていただきまして、これについてはご承認いただけますでしょうか。

【計画案について委員承認】

会 長：その他についてお願いします。

(3) その他

- ・ 「平成 29 年度版飯山市国民健康保険事業の概要」配布

事務局：お配りしました平成 29 年度版飯山市国民健康保険事業の概要ですが、またお目どうしいただきたいと思っております。

5 その他
なし

会 長：それでは協議事項が終了しましたので、事務局にお返しいたします。

事務局：皆様から全体を通じて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは大変長時間にわたりましてありがとうございました。国民健康保険運営協議会ということで、来年度の国保税の関係について一定の方向を出していただき、データヘルス計画等についてもご承認いただきました。県への移管に対する運営協議会についても、ひとまずこれで終了ということになります。大変ありがとうございました。

6 閉 会

(終了 16 時 43 分)